

# 第4回 航空機検査制度等検討小委員会での検討項目

## 国産航空機・装備品の安全確保／流通促進

➤ **型式証明保有者等に対する耐空性維持活動の明確化**  
 航空機の型式証明等を受けた者に対し、当該航空機の耐空性維持の責務を明確化

➤ **修理設計データの承認制度の導入**  
 航空機が損傷した際に、型式設計どおりに戻すための「修理」を行う場合の設計データ承認を規定化

## 国際基準調和の促進

➤ 航空機の更新耐空証明に係る制度の見直し

➤ 装備品の整備・交換に係る制度の見直し

➤ **航空機のCO2排出量基準の導入**  
 国際民間航空条約の第16附属書第三巻の新設に合わせて、耐空性の基準に、航空機から排出されるCO2に係る基準を追加

## 環境に配慮した航空機の普及促進

: 第4回 航空機検査制度等検討小委員会での検討項目

: 第5回 航空機検査制度等検討小委員会での検討項目

# (参考) 航空機の運航までの流れと検査制度

## 航空機のCO2排出量基準の導入

## 型式証明保有者等に対する耐空性維持活動の明確化

### ②型式証明 (航空法第12条関係)

航空機の型式についての設計・製造に係る証明制度。型式証明を受けた型式の航空機は1機毎の耐空証明を受ける際、検査の項目が大幅に省略可能

耐空性維持活動 (型式証明保有者)

### ⑤耐空性改善通報

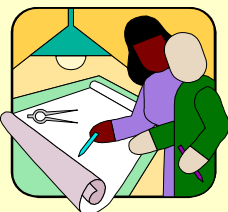
航空機・装備品等の安全性/環境適合性を確保するため、整備・改造等を航空機所有者に指示

### 航空機の更新耐空証明に係る制度の見直し

一部省略

指示

### 設計・製造



### ①耐空証明

航空機1機毎に設計・製造過程・現状について書類、実機による検査 (原則1年※1)

### 運航



### 整備・改造



### 運航



### ①更新耐空証明



適切な整備の実施 (航空機の所有者)

### 修理設計データの承認制度の導入

### 装備品の整備・交換に係る制度の見直し

### 有資格整備士による確認

エアライン機※2は、認定事業場による作業・確認が必要

### ③国による修理改造検査

- ④予備品証明を受けた予備品を用いる場合は免除
- 認定事業場による作業・確認でも可

### 認定事業場 (航空法第20条関係)

- 民間企業の航空機及び装備品の設計、製造、整備等の能力を認定。
- 認定事業場が確認した航空機等は、国の行う検査の一部又は全部を省略可能。

□ : 国による業務

■ : 第4回 航空機検査制度等検討小委員会での検討項目

■ : 第5回 航空機検査制度等検討小委員会での検討項目

※1 JAL, ANAなどの航空会社に対して、航空機の整備等の能力が認められる場合は、1年に1回の耐空証明の更新が不要となる“連続式耐空証明”を発行

※2 客席数が30席又は最大離陸重量15トンを超える航空運送事業機